

令和6年度成田市立下総みどり学園

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

- (注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2)「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。
- (注3)「心理的又は物理的攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。
- (注4)「けんかやふざけ合い」であっても、児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめを認知することになる。
ささいなけんかであっても、その背景や今までの経過を慎重に判断し、いじめの可能性はあるかないかを検討していく。
- ※いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童生徒の心情を重視して取り組む。
- ※いじめは、被害児童生徒と加害児童生徒だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させる。
- ※いじめは、児童生徒同士だけの問題ではなく、教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。
- ※いじめには、様々な態様が挙げられる。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立って対応する。
- 【例】[冷やかしの]、[からかい]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視]、**インターネットやSNS**等での誹謗中傷]、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊]、[軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする] 等

2 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(1) いじめの禁止

- ① 児童生徒は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法 第4条)
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童生徒の理解を深める。
- ③ 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- ④ 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、学校は教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服する。

(2) 方針

本校では、すべての児童生徒が「いじめ」を行わず、及び他の児童生徒に対して行われる「いじめ」を認識しながらこれを放置することがないように、「いじめ」が心身に及ぼす影響やその他の「いじめ」の問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、「いじめ」の防止等のための対策を行う。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

- ① 名称 「いじめ防止対策委員会」(生徒指導部会議)
- ② 役割
 - ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
 - イ 学年、学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係わる情報の収集、記録、共有を行う。
 - ウ いじめの疑いに係わる情報があった時には、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の

決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

エ 「重大事態の調査」の母体組織となる。

③ 組織の構成

校長 副校長 教頭 生徒指導主事（主任） 養護教諭 スクールカウンセラー 教育相談員 ブロック長 （教育相談担当教員 P T A会長 主任児童委員 民生委員 成田警察署下総地区駐在員）

④ 活動内容

「学校いじめ防止基本方針」の策定やその見直し、学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、本校のいじめ防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を行う。

⑤ 開催回数及び開催日（緊急開催を含む）

ア 小会議 開催日及び回数：毎週水曜日 3 5 回／年

イ 全体会議 開催日及び回数：每学期末 3 回／年

※緊急時には、随時開催する。

※会議の内容については、職員会議等で共通理解を図る。

（2）いじめの未然防止（いじめを生まない環境づくり）

① 未然防止に資する取組

ア 学級開き（学級活動や学年集会）において、『いじめ防止基本方針』にもとづいた指導を行う（年度初め、適宜）

イ 道徳教育・体験活動の充実

道徳科の指導内容を重点化し、日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の内容を充実していく。また、発達段階に応じた適切な資料を選定し、児童生徒の心に響く道徳科の授業となるよう工夫・改善を図る。指導にあたっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにするとともに、学んだことから自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができるよう指導にあたる。

ウ 児童生徒が主体的にいじめを防ぐ活動推進

学級活動・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめ問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、S O S の出し方に関する教育等、子ども自身の主体的なにいじめを防ぐ活動を推進する。

エ 担任による連絡帳やフォーサイトを活用しての相談

話すことの苦手な児童生徒やコミュニケーションの不足を補う手段として、毎日の日課で実施する。早期発見とともに、児童生徒の心の様子を常に把握できるように、教職員は努めるようにする。

オ 他機関との連携を図る

みどり学園と他機関（民生委員会議、青少年健全育成会、学校運営協議会、子育て支援課、成田警察署、児童相談所、下総高校等）との情報共有、連携を密に行い、早期発見、早期対応を目指す。

② いじめ防止等の啓発活動

ア 保護者や地域に開かれた学校づくり

- ・「学校便り」や「学年便り」、また「児童生徒指導部報」を通して、本校の「いじめ防止基本方針」の周知・徹底を図るとともに、必要な情報を提供する手立てとする。
- ・PTA総会や保護者会等において、本校の「いじめ防止基本方針」の周知・徹底を図るとともに、定期的な情報交換等、学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。
- ・「学校便り」や「学年便り」、「生徒指導便り」、また、「集会」等様々な機会を捉えて、「いじめ防止」の話題を取り入れ、啓発に努める。

③ その他

ア 教職員の人権意識の向上と多角的な児童生徒の理解

日々の教育活動の中で児童生徒に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど、人権意識の向上。（人権研修）

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの海外につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・震災に伴う災害によって避難している児童生徒

また、児童生徒と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解と共に多角的な児童生徒理解に努める。（教育相談研修）

イ 規範意識の醸成

学校生活を営む上で必要な規律については、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図る。その際、児童生徒自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。

また、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を行う。（命を大切にするキャンペーン・人権週間の活用）

ウ 自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

日々の授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに、「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し、「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを積極的に推進する。（豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用）

エ 問題解決能力・コミュニケーション能力の育成

- ・議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付け、いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組みさせる。

- ・ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行う。

オ 生徒指導の**実践上の視点**

「共感的人間関係」を基盤として、生徒一人ひとりに「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を**提供する授業づくりを行うとともに、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるように「安全・安心な風土の醸成」**に全職員が務める。

(3) いじめの早期発見

① 定期的な調査と教育相談

- ・定期的に児童生徒・保護者等への「いじめアンケート調査」や聴き取りを行い、実態把握に努める。
- ・アンケート調査実施後に教育相談を実施して全職員で情報を共有するなど、きめ細やかな対応に努める。
- ・いじめアンケート、教育相談：1回／学期 年間3回実施

② 相談体制と相談窓口

相談窓口や心の相談箱等を設け、どんな些細なことでも当該児童生徒や周囲からの訴えを親身になって聴き取る。保護者や地域からの訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。また、校外における相談窓口も含め、学校だより等に定期的に掲載し、保護者や児童生徒への周知を図る。(学校：0476-96-0135)

【校外の相談窓口】

千葉県子どもと親のサポートセンター(24時間) 0120-415-446

子どもの人権110番(千葉県法務局内) **043-247-9666**

子どもの人権110番(全国共通) 0120-007-110

ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター) 0120-783-497

千葉いのちの電話(24時間) 043-227-3900

チャイルドライン千葉 0120-99-7777

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省) 0120-0-78310

③ 教職員の資質向上

いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

また、授業や講演会、教員の研修等において、市の人権擁護委員を招くなど、関係機関との連携に努める。

④ インターネットやSNSを通して行われるいじめ対策

学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、低学年から発達段階に応じて情報モラル教育を計画的に実施する。インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。指導にあたっては、外部の専門家を講師として招くなどの研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。

⑤ その他

ア 小さなサインを敏感に受け止める **(いじめを見逃さない)**

- ・教師自身が常にいじめはどの子にも、どの学級でも起こり得るものであることを十分に自覚し、**毎日の健康観察など**、日頃から児童生徒が発する小さなサインを見逃さないようにする。また、「いじめ早期発見のためのチェックリスト(教師用、家庭用)」を活用し、定期的に児童生徒の状況を把握する。

- ・**児童生徒が「困った、助けて」と言える教職員との関係づくり、集団づくりに努める。**

イ 保護者・地域との信頼関係づくり

- ・積極的に保護者からの相談を受け入れる体制づくりを進め、地域の方から児童生徒の様子等の情報が入りやすい環境をつくる。

- ・携帯電話等の利用に関する危険性や携帯電話の利用に関しての家庭におけるルールづくり等について保護者への啓発を図る。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事(主任)→教頭→副校長→校長→関係機関

※緊急時には、臨機応変に対応する。

教職員がいじめの情報を得ながら、校内の対策組織等に報告せず、いじめに係る情報を抱え込んだ場合、いじめ防止対策推進法の規定に違反することになる。

(2) 事実確認と報告

「いじめ問題解決に向けた流れ」に沿った対応を行う。なお、早期に警察へ通報・相談すべき犯罪行為等が確認された際には、早期に教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察へ通報、相談し、連携を図っていく。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

① 被害児童生徒に対して

ア 親身な対応と支援

- ・最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。
- ・つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ・**安全な居場所の確保など、被害者のニーズを確認する。**
- ・具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・「あなたにも原因がある」、「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

イ 学習支援

- ・教室に入れない場合は、別室登校や別室授業等を行い、学習の機会の確保に努めるとともに教室への受け入れが早期に行われるよう学級指導等を行う。
- ・いじめを原因として、登校できない状態が続いた場合は、**校内支援教室等**での学習や家庭学習に対する学習支援、タブレットを用いたオンライン学習への参加を行うなど、学習の機会を最大限に保証する。
- ・**全教職員が共有し、組織的に学習支援体制を構築する。**

ウ 心のケア

心理的ケアを十分に行う。(教育相談員、スクールカウンセラー、成田市教育センターの臨床心理士等の活用)

② 被害児童生徒の保護者に対して

○保護者との信頼関係の構築を図る。

- ・保護者にいじめの事実を正確に伝え、解決に向けた具体的な方針と対応策を説明する。
- ・定期的に家庭と連絡をとり、学校の取組の経過(加害者側への指導内容も含む)や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を行い、被害児童生徒やその保護者が安心して生活できるように努める。

③ いじめの解消について

ア いじめに係る行為が止んでいること

解消の目安として、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる期間が3か月以上を有するものとする。

イ 本人及び保護者へ面接で確認すること

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※解消している状況は、あくまで一つの段階に過ぎないため、再発の可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

① 加害児童生徒に対して

ア いじめの態様に応じた指導・支援

- ・いじめの事実関係、背景、動機等をしっかり確認する。
- ・いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」、いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付くように、指導する。
- ・必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒を、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

イ 心のケア

いじめを行う理由や、不満や不安を取り除くような継続的な指導を行うとともに、これまで以上の関わりを持つように努める。

② 加害児童生徒の保護者に対して

ア 事実関係を正確に伝える。

イ 保護者の心情を理解する。

子どもの良さを認め、保護者の心情を十分理解しながら対応する。

ウ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。

- ・ 被害者への対応、自分の子どもへの対応方法等を保護者の意向を踏まえ、学校と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示し、具体的な助言を行。
- ・ 学校は、被害者側と加害者側の双方と、それぞれの指導・支援内容や、今後の対応について、密に連絡を取り合い、調整を図る。

(5) 傍観者への指導

① 当事者意識の高揚

- ・ 学級や学年等集団全体の問題として対応していく。また、いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・ いじめを周りではやしたてたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめ行為への荷担と同じであることに気付かせる。
- ・ いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友だちを助けることであり、人間としての当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ・ いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気付かせる。

② 共感的人間関係づくり（「傍観者」から「相談者」や「仲裁者」へ）

異年齢集団による話し合い活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

① いじめ防止対策推進法の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

- 例として、
- ア 児童生徒の自殺企図や未遂、実行の場合
 - イ 身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

② いじめにより欠席する場合、年間30日を目安とするが、単なる日数のみでなく、個々の状況を踏まえて判断する。

③ 児童生徒の不登校のきっかけが「いじめ」である、又は「いじめ」の可能性のある場合は、重大事態と判断する。

(2) 発生の調査報告

① 調査組織の招集

重大事態と思われる案件が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、いじめ防止対策委員会(緊急会議)を実施し、重大事態と認知した場合は速やかに内容を教育委員会に報告する。事実関係を明確にするために、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る調査を行うものとする。

② 事実関係を明確にするための調査と報告

ア 調査方針の説明

調査をする前に、被害者等の意向を踏まえるため、被害者、保護者に対して丁寧に説明を行う。

○調査目的・目標 ○調査主体（組織・人選） ○調査時期・期間
○調査事項・調査対象（事実関係・学校の対応・聞き取り範囲等）
○調査方法（アンケート・聞き取り等） ○調査結果の提供

イ 調査の実施

当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握する。

※事実確認は、被害者・加害者・関係児童生徒を個別に複数の教員で、同時進行で行う。

ウ 報告

調査の結果、重大事態と管理職が判断した時には、速やかに教育委員会へ報告する。

③ 保護者等への情報提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。これらの情報提供に当たっては、ほかの児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮したうえで適切に提供する。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

① 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等と連携してこれに対処するものとし、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切な援助を求めるものとする。

② 継続的な支援及び再発防止

- ・いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。その後も定期的に保護者に学校の様子を報告する。
- ・保護者との連携を図り、その児童生徒の成長につながる指導ができるように配慮す

る。

③ 懲戒

- ・校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合は、即時当該行為をやめさせ、事実関係の聴取を行う。その際、一方的な取り調べに陥ることなく、当該児童に自らの悪質な行為を振り返らせ、客観的な事実が明確になるように行う。
- ・個人のプライバシー保護、当該事故に対する情報発信に努める。

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

本校の「いじめ防止対策基本方針」に基づく組織や取組、情報等を必要と認められる事案に対してはPTA総会や学期末保護者会、学校だより、ホームページ等にて積極的に公表していく。

(2) 学校評価等

毎年度、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組を学校評価の中に位置づけ、「いじめ問題への取組についてのチェックリスト（学校用）」等を活用し、適切に評価・点検し、その改善を図る。

なお、学校がいじめの防止等のための対策を取り扱うに当たってはいじめの事実が隠蔽されることは決してあってはならない。

(3) 基本方針の見直し

学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行うものとする。また、学校評価や**学校関係者評価**を参考にして見直しを行う。

平成 26 年 2 月 28 日 策定
平成 26 年 5 月 7 日 改訂
平成 27 年 5 月 7 日 改訂
平成 28 年 4 月 14 日 改訂
平成 29 年 6 月 6 日 改訂
平成 30 年 4 月 9 日 改訂
平成 31 年 4 月 16 日 改訂
令和 2 年 5 月 18 日 改訂
令和 4 年 4 月 15 日 改訂
令和 5 年 4 月 7 日 改定
令和 6 年 4 月 5 日 改定